

施設の位置、構造及び設備の技術上の基準一覧(法第56条の24関係)

	1種病原体等		2種病原体等		3種病原体等		4種病原体等	
	A	B	C	D	E	F	G	
対象病原体等	A	B	C	D	E	F	G	
位置(地崩れ、浸水)	○	○	○	○	○	○	○	
耐火構造又は不燃材料 (建築基準法)	○	○	○	○	○	○	○	
耐震構造	○	—	—	—	—	—	—	
管理区域(例)	実験室・前室、シャワー室、給排気・排水設備、監視室等	実験室、前室(検除く)、保管庫、滅菌設備等	実験室、保管庫、滅菌設備等	実験室、前室(検除く)、保管庫、滅菌設備等	実験室、保管庫、滅菌設備等	実験室、前室(検除く)、保管庫、滅菌設備等	実験室、保管庫、滅菌設備等	
補助設備	○(予備電源等)	—	—	—	—	—	—	
管理区域の監視室	○	—	—	—	—	—	—	
侵入防止の施設	さく等	—	—	—	—	—	—	
実験室まで通行制限	○	—	—	—	—	—	—	
保管施設(庫)	実験室内	実験室内・管理区域内	実験室内・管理区域内	実験室内・管理区域内	実験室内・管理区域内	管理区域内	管理区域内	
施錠等の設備・器具	○*2	○	○	○	○	○	○	
通行制限等措置	—	○	○	○	○	—	—	
実験室	実験室	実験室						
鍵	○(3重以上)	○	○	○	○	○	○	
専用の前室	○	○(検除く)	—	○(検除く)	—	○(検除く)	—	
シャワー室	○	—	—	—	—	—	—	
インターロック	○	—	—	—	—	—	—	
インターロック又は準ずる二重扉	—	○(検除く)	—	○(検除く)	—	○(検除く)	—	
実験室内	実験室	実験室						
壁・床・天井等の耐水・気密、消毒	○	—	—	—	—	—	—	
壁・床等の消毒	—	○	○	○	○	○	○	
通話又は警報装置	○	○	—	○	—	○	—	
窓等措置	○	○(製、検除く)	—	○(製、検除く)	—	○(製、検除く)	—	
監視カメラ等	○	—	—	—	—	—	—	
安全キャビネット*1	○(高度:クラスⅢ) ※クラスⅡB以上	○(クラスⅡ以上)	—	○(クラスⅡ以上)	—	○(クラスⅡ以上)	—	
給気設備	専用(鍵) ※防護服への給気	—	—	—	—	—	—	
HEPA	○	—	—	—	—	—	—	
稼働状況確認の装置	○	—	—	—	—	—	—	
排気設備	専用(鍵)	○	—	○	—	○	—	
HEPA	○(2重以上)	○(1以上)	—	○(1以上)(検除く)	—	○(1以上)(検除く)	—	
再循環防止の措置	○	—	—	—	—	—	—	
差圧管理できる構造	○	○(製除く)	—	○(製、検除く)	—	○(製、検除く)	—	
稼働状況確認の装置	○	○	—	○(検除く)	—	○(検除く)	—	
排水設備*4	専用(鍵) 高圧蒸気滅菌装置及び薬液装置	○	—	○	—	○	—	
稼働状況確認の装置	○	—	—	—	—	—	—	
感染動物の飼育設備	実験室内	実験室内	実験室内*3	実験室内	実験室内	実験室内	実験室内*3	
滅菌設備	実験室内外に扉のある高圧蒸気滅菌装置	実験室内	実験室内又は取扱施設内	実験室内	実験室内又は取扱施設内	実験室内	実験室内又は取扱施設内	
維持管理								
点検・基準維持	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上	定期的	定期的	
HEPA 交換時滅菌	○	—	—	—	—	—	—	

※:陽圧気密防護服着用の場合

[実:実験室、製:製造施設、検:検査室]

製造施設、検査室の場合は、実験室を読み替える。

○網掛けの項目は、施行後5年間の経過措置を設ける項目。(ただし、2種病原体等にあつては施行後の猶予期間内に申請されたものに限る)。

○製造施設のうち厚労大臣が指定する施設を指定製造施設として一部適用除外。

注釈) *1: 製造施設においては拡散防止の装置等と読み替え。

*2: すでに実験室内に入室するのに3重の鍵あり。

*3: 毒素の使用をした動物は適用外。

*4: 高度安全キャビネットの場合は適用外。(実験室、製造施設の場合)